

令和 4 年度 第 3 回彦根市図書館協議会ふりかえり

(1) 第 2 回図書館協議会のふりかえり

- ・意見、質問なし

(2) 図書館整備基本計画第 1 章から第 3 章の改訂素案について

- ・図書資料の購入冊数のうち、新刊が不足しがちであることについて、他館に問い合わせするなど対応されているということがあるか。
→彦根市立図書館で購入していない新刊の貸し出し希望があった場合、県立図書館などの公共図書館に蔵書確認をして、蔵書があればお借りするという形をとっている。
- ・第 1 章～第 3 章の修正案への対応方針について、方針のとおり反映させることで採択した。

(3) 図書館整備基本計画第 4 章の改定素案について

<資料 4-1、4-2 について>

- ・彦根市の一人当たりの貸出冊数は 4.8 冊、滋賀県全体では 7 冊だと聞いているが何か違いはあるのか。増やしていくにはどうすればよいか。
→(委員)手元にデータはないが、増やすためにこの基本計画の改訂があると理解している。利便性を高くすることと資料費を確保することが大事だと思っている。

<修正案について>

●資料 4-3 修正案 1

- ・()内の記述は例示であるので、修正の際には省かれない。
→そのように考えている。
- ・修正案 1 への対応方針について、上記の修正を反映させることで採択した。

●資料 4-3 修正案 2

- ・修正案 2 への対応方針について、方針のとおり反映させることで採択した。

●資料 4-3 修正案 3

- ・14 ページ図 7「連携・協力体制図」の中央館の機能の記述で、「資料の選書および受け入れ」とあるが、「資料」という記述は「図書」なのか「図書資料」なのか。
→北部館の業務として歴史や郷土資料の収集等を記載しており、中央館の業務をより分かりやすくするため、「図書の選書および受け入れ」という文言に修正する。
- ・分館的な機能を兼ね備えた南部サービスポイントという修正案だが、南部分館という名称にすると、管理運営面などで問題が起こることがあるのか。
→南部サービスポイントは、単なる図書のやり取りなどではなく、一定の書架を設置した上で、司書を配置し、本を読めるような機能を考えており、地域館のような全てのサービスを網羅した場所とするのは難しいが、最終的な名称は検討したい。
- ・南部サービスポイントや南部分館という名称にすれば、(仮称)中部館より早く南部サービスポイントが整備されるというイメージでよいのか。(仮称)中部館と中央館のプロセスと同時並行で、分館・サービスポイントの整備を行う旨が記載できないか。
→具体的な時期を明言する記述は難しいが、「設置時期については(仮称)中部館の整備後、早期の整備を目指す」などの記述を検討する。

- ・南部サービスポイントは、全てのサービスの網羅は難しいとのことだが、蔵書や施設などで、地域の人が格差を感じる事があってはならない。財政は厳しいと思うが、稲枝地区などは子供が増えており、地域間格差が大きくならないよう配慮願いたい。
→より近いところでサービスを受けてもらえるよう、読書スペース等を地区公民館など既存の公共施設の活用も含めて検討したいということに記載している。
- ・分館には、他の公共施設の活用は十分に考えられる。複合施設とする場合、その施設の運営者が分館の貸出し対応をすることも考えられる。分館が他の公共施設の一部に設置される場合に、図書館の司書が配置されるなど、運営・管理の想定はあるか。
→南部サービスポイントの分館的機能の整備に向け、司書の常駐であったり、入居する公共施設運営者への運営委託といった方法が考えられる。運営方法は今後検討することになるが、基本的には市の運営でやっていくことに変わりはない。
- ・14ページ図7「連携・協力体制図」において、南部サービスポイントの機能が「図書館サービス業務」のみとなっているが、今までの議論からすると、サービスポイントは単なる本の貸出や返却だけの機能ではなく、分館的な機能も兼ね備えているとのことであるなら、そうした機能の追記をお願いしたい。
→検討する。
- ・修正案3への対応方針について、上記の修正を反映させ、次回協議会における基本計画改訂素案にて確認することで採択した。